

# 一般送配電事業託送供給等約款料金審査 要領

平成28年4月1日制定

平成29年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和4年11月1日改正

## < 目 次 >

### 第1章 総則

### 第2章 「期間原価等項目への整理」に関する審査

### 第3章 「料金の計算」に関する審査

#### 第1節 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査

#### 第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

#### 第3節 供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額に関する審査

#### 第4節 インバランス料金の設定に関する審査

# 一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領

## 第1章 総則

### 1. 基本方針

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第18条第1項に定める託送供給等約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- （1）この審査に当たっては、認可の申請がなされた託送供給等約款料金（以下「託送料金」という。）が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号。以下「算定規則」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- （2）算定規則における「基準託送供給料金の設定等」（算定規則第3章）については、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。
- （3）これらの審査の結果については、申請を行った一般送配電事業者（以下「申請一般送配電事業者」という。）に対して指摘するものとする。
- （4）この指摘を踏まえ、申請一般送配電事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る託送料金は、法第18条第3項の認可基準に適合していると認められるものとする。

### 2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、法、算定規則及び一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和4年経済産業省令第61号）において使用する用語の例による。

## 第2章 「期間原価等項目への整理」に関する審査

算定規則第8条第1項の規定により整理されているか否かを審査するものとする。具体的には、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令により、第一区分費用項目、第二区分費用項目、第三区分費用項目、制御不能費用項目、事後検証費用項目、次世代投資費用項目、事業報酬、追加事業報酬及び控除収益項目として算定された額の合計と、期間原価等項目の額の合計との整合性及び期間原価等項目への整理について、その適正性を審査することとする。

## 第3章 「料金の計算」に関する審査

### 第1節 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査

1. 法第18条第3項第3号に規定する「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標（取引所価格等）が明確に定められているか否かを審査するものとする。
2. 時間帯別料金を設定している場合において、以下の点を審査する。
  - （1）特別高圧需要、高圧需要に対応する原価については、昼夜間格差を設けて時間帯別料

金を設定しているか否かを審査する。

(2) 低圧需要に対する原価については、以下の点を審査する。

- ① 低圧需要のみに対応する設備に関連する原価（低圧配電費・配電用需要家費）については、昼夜間格差を設けずに時間帯別料金を設定しているか否かを審査する。
- ② その他の原価については、昼夜間格差を設けて時間帯別料金を設定しているか否かを審査する。

## 第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第5号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、託送供給等の相手方となる全ての者に対して平等であるか否かを審査するものとする。なお、審査は、3需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定について重点的に行うこととする。

## 第3節 供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額に関する審査

算定規則第25条第2項第2号に規定する「一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給であって、当該供給区域内の電気の潮流状況を改善するものである場合の前号に掲げる料金からの割引額」については、割引対象地域及び割引単価(円/kWh)の設定が、その潮流改善効果を適切に反映したものであるか、託送供給等約款への記載が適切であるか否かを審査する。

### 1. 割引対象地域

割引対象地域の設定については、供給区域内の潮流の状況等を勘案し、電源の設置が潮流改善効果に資すると考えられる地域（需要地近接地域）となっていること及び割引対象地域の設定の方法が、特定のネットワーク利用者に有利なものでないことについて審査する。ただし、合理的な理由があると認められる場合には、申請一般送配電事業者が直近に設定した割引対象地域とすることも認めることとする。

### 2. 割引単価

割引単価の設定については、例えば、以下の項目を適切に評価したものであるか否かを審査する。ただし、合理的な理由があると認められる場合には、申請一般送配電事業者が直近に設定した割引単価とすることも認めることとする。

(1) 発電設備が接続する電圧階級に応じた電力ロスの低減

需要地近接地域に設置された電源により発電した電気を受電し、接続供給を利用することで、より上位の電圧階級の送電設備を通して送電する場合に発生する電力ロスが低減することを評価し、例えば、以下の算式により算定する。

発電費相当（市場価格等）×低減が見込まれるロス率

(2) 設備投資の抑制

需要地近接地域に電源が設置されることで、将来的に基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることを評価し、例えば、以下の算式により算定する。

基幹系統に係る設備の減価償却費等÷規制期間における送配電関連需要の電力量×供給力評価率（注1）

（注1）各電源の供給力評価率（供給力（kW）÷設備容量（kW））を割引対象となる発電電力量（kWh）を用いて加重平均した値

### 3. 託送供給等約款への記載

託送供給等約款において、割引対象地域及び受電電圧ごとの割引単価が記載されていることを審査する。

## 第4節 インバランス料金の設定に関する審査

算定規則第4章の規定により設定されているか否かを審査するものとする。

算定規則第29条及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第7号）附則第3条の規定に基づき、認定事業者及びみなし認定事業者（平成26年改正法の施行の日前に締結された特定契約に係る認定発電設備又は平成26年改正法の施行の日後に締結された特定契約に係る認定発電設備であって化石燃料を燃料としていないもの若しくは再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第14条第1項第8号ニに規定する地域資源バイオマス発電設備を用いる認定事業者及びみなし認定事業者に限る。以下「認定事業者等」という。）の求めに応じて、一般送配電事業者が、当該認定事業者等が維持し、及び運用するこれらの認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金が設定されていることを確認する。